

利用者の負担は、かかった費用の1割～3割です。

利用者負担（1割～3割）の判定について

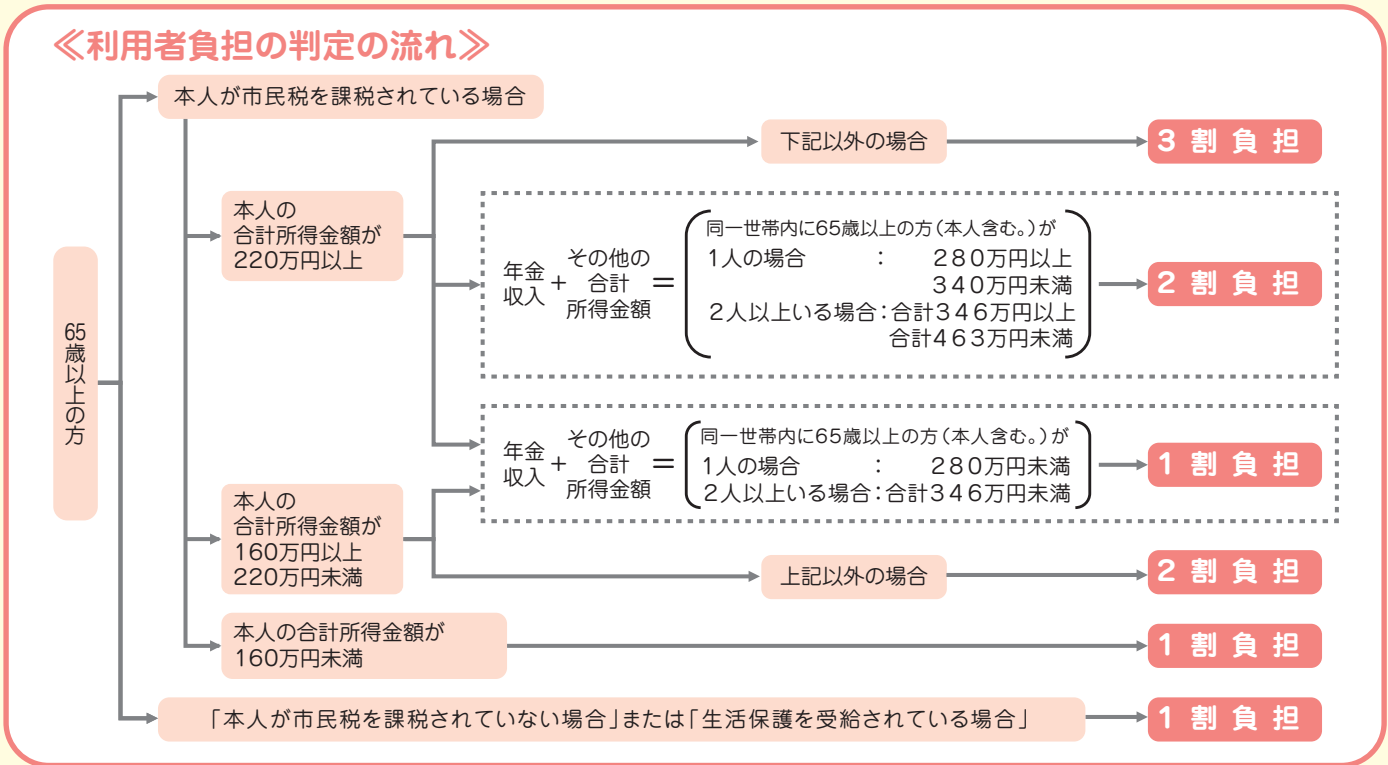
- 負担割合の判定は、65歳以上の方（第1号被保険者）個人単位で行います。
- 3割負担となる方は、65歳以上の方で、合計所得金額（※1）が220万円以上、かつ同一世帯（※2）内の65歳以上の方の「年金収入（※3）とその他の合計所得金額（※4）」の合計が単身で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上の場合です。
- 2割負担となる方は、65歳以上の方で、合計所得金額（※1）が160万円以上、かつ同一世帯（※2）内の65歳以上の方の「年金収入（※3）とその他の合計所得金額（※4）」の合計が単身で280万円以上340万円未満、2人以上の世帯で346万円以上463万円未満の場合です。
- 1割負担となる方は、65歳以上の方で、同一世帯（※2）内の65歳以上の方の「年金収入（※3）とその他の合計所得金額（※4）」の合計が単身で280万円未満、2人以上の世帯で346万円未満の場合です。また、第2号被保険者（64歳以下）の方、生活保護を受けている方、市町村民税非課税の方についても、1割負担となります。
- 第2号被保険者が65歳に到達した際は「一定以上所得のある方」に該当するか確認をし、該当する方は翌月から2割負担または3割負担となります。
- なお、負担割合が2割負担または3割負担になった方でも、月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額サービス費等（詳細は35ページ）が支給（払い戻し）されますので、全ての方の負担が2倍または3倍になるわけではありません（高額サービス費等の受給には別途申請が必要です）。

※1 合計所得金額とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、土地・建物等の譲渡所得（特別控除前）、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得（繰越控除前）も含まれます。ただし、租税特別措置法上の、土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額は控除します。なお、マイナスとなる場合には0円として計算します。
また、合計所得金額は、給与所得又は公的年金収入に係る所得が含まれている場合、給与所得と年金所得の合計額から、10万円を控除した額とします。

※2 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。

※3 「年金収入」に非課税年金（遺族・障害年金等）は含みません。

※4 「その他の合計所得金額」とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、土地・建物等の譲渡所得（特別控除前）、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得（繰越控除前）を含んだ額から、年金の雑所得を除き、租税特別措置法上の土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額を控除した額となります。なお、マイナスとなる場合には0円として計算します。
また、その他の合計所得金額は、給与所得（給与所得と公的年金収入に係る年金所得の双方を有する者に対する所得調整控除が行われている場合には、その控除前の金額）から、10万円を控除した額とします。



介護保険サービスを利用したときは、費用の1割～3割を利用者が負担します。なお、その他日常生活費などは全額利用者が負担するとともに、施設に入所（短期入所も含む）したときは食費・居住（滞在）費、通所サービスを利用したときは食費も基本的には全額利用者が負担します。

利用者負担の割合（1割・2割・3割）が記載された「介護保険負担割合証（ミドリ色）」を交付いたします。

交付対象者
介護保険負担割合証は、要介護（要支援）認定を受けている方、総合事業の事業対象者の確認を受けている方（詳細は15・16ページ）全員に交付いたします。なお、要介護（要支援）認定を受けていない方、総合事業の事業対象者の確認を受けていない方については、新規に要介護（要支援）認定、総合事業の事業対象者の確認が決定された際に交付いたします。

介護保険負担割合証の使い方
介護サービスの利用時やケアプランの作成時には、お手持ちの「介護保険被保険者証（ピンク色：3・4ページ参照）」と一緒に「介護保険負担割合証（ミドリ色）」をご提出ください。

提出先
介護サービスを利用するとき ➡ 介護サービス事業者、介護保険施設など
ケアプランを作成するとき ➡ ケアマネジャー

介護保険負担割合証の有効期間
介護保険負担割合証の有効期間は、基本的に「当年8月1日～翌年7月31日」までの1年間です。
なお、有効期間の途中で世帯員の転出入などがあった場合には、利用者負担割合が変更となることがあります。

介護保険負担割合証の交付方法
要介護（要支援）認定を受けている方、総合事業の事業対象者の確認を受けている方に対しては、毎年7月に前年の所得状況などにより利用者負担割合の判定を行い、有効期間が8月から翌年7月までの介護保険負担割合証を郵送いたします（申請手続きの必要はありません）。

介護保険負担割合証の見本

介護保険負担割合証									
交付年月日		令和 7年 8月 1日							
被保険者	番 号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0							
	住 所	札幌市中央区北1条西2丁目							
	フリガナ	カイゴ タロウ							
	氏 名	介護 太郎							
生年月日		昭和 5年 5月 5日							
利用者負担の割合		適 用 期 間							
1 割	開始年月日	令和 7年 8月 1日							
	終了年月日	令和 8年 7月 31日							
割	開始年月日	令和 年 月 日							
	終了年月日	令和 年 月 日							
保険者番号並びに保険者の名称及び印		0 1 1 0 1 5		札幌市中央区大通西2丁目 札幌市中央区 電話番号011-231-2400					

利用者の負担が多くかかったときは、申

高額サービス費

1割～3割の利用者負担が多くかかったときは、高額サービス費が支給（払い戻し）されます。

- 介護保険のサービス（総合事業の訪問型サービス・通所型サービスも含みます。詳細は18ページ）を利用した場合に支払う利用者負担額が一定の上限額を超えたときは、申請により、その超えた額が高額サービス費（総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを利用した場合は高額介護予防サービス費相当事業費）として支給されます。
- なお、この場合の利用者負担額には、施設等における食費・居住（滞在）費、日常生活費・その他保険給付外のサービスに係る費用・福祉用具購入や住宅改修に係る利用者負担分は含まれません。
- 同一世帯に介護保険サービス利用者（総合事業の訪問型サービス・通所型サービスも含みます。）が複数いる場合は、世帯全員の利用者負担額を合算することができます。

【高額サービス費の利用者負担上限額】

利用者負担段階		利用者負担上限額(月額)	
		個人の場合	世帯合算の場合
第1段階	生活保護を受給している方、 世帯全員が市町村民税非課税で、 老齢福祉年金を受給している方	15,000円	24,600円 ^(※4)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の公的年金収入額 ^(※1) と 合計所得金額 ^(※2) の合計が80万円以下 (令和7年8月以降は80.9万円以下 ^(※3))の方		
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 利用者負担段階が第1・2段階以外の方	24,600円	
第4段階	市町村民税課税世帯で、第1～3段階及び 第5・6段階以外の方	44,400円	
第5段階	同一世帯内の第1号被保険者に課税所得が 380万円以上～690万円未満(年収約770万円以上 ～約1,160万円未満)の方がいる世帯	93,000円	
第6段階	同一世帯内の第1号被保険者に課税所得が 690万円以上(年収約1,160万円以上)の方がいる世帯	140,100円	

- （※1）公的年金収入額には遺族・障害年金などの非課税年金は含みません。
- （※2）合計所得金額とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、土地・建物等の譲渡所得（特別控除前）、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得（繰越控除前）も含まれます。ただし、租税特別措置法上の、土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額を控除し、本人が市町村民税非課税の場合、公的年金収入に係る雑所得（公的年金の所得）を控除した額とします。また、合計所得金額は、給与所得（給与所得と公的年金収入に係る年金所得の双方を有する者に対する所得調整控除が行われている場合には、その控除前の金額）から、10万円を控除した額とします。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。
- （※3）令和7年8月以降、利用者負担段階の第2段階の所得基準の一部について、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下から80.9万円以下に変更となります。
- （※4）生活保護受給者は、世帯合算の上限が適用されず、個人ごとに計算されます。

請により払い戻しされる制度があります。

高額医療合算介護サービス費

1割～3割の利用者負担が多くかかったときは、高額医療合算介護サービス費が支給（払い戻し）されます。

- 1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療保険各制度（職場の健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度）を利用した際に支払う利用者負担額と、介護保険のサービス（総合事業の訪問型サービス・通所型サービスも含みます。詳細は18ページ）を利用したときに支払う利用者負担額の合算額が、一定の上限額を超えたときは、申請により、その超えた額が高額医療合算介護サービス費（総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを利用した場合は高額医療合算介護予防サービス費相当事業費）として支給されます。
- なお、この場合の利用者負担額には、施設等における食費・居住（滞在）費、日常生活費・その他保険給付外のサービスに係る費用・福祉用具購入や住宅改修に係る利用者負担分は含まれません。
- 原則として、基準日時点（7月31日）に加入する医療保険各制度の窓口を支給申請を行うこととなります。

【限度額】

所得区分 （課税所得金額）		利用者負担上限額（合算額）（年額）	
		<70歳以上の方がいる世帯> ●後期高齢者医療制度+介護保険 ●職場の健康保険または 国民健康保険+介護保険（※1）	<70歳未満の方がいる世帯> ●職場の健康保険または 国民健康保険+介護保険（※2）
現役並み所得者	690万円以上	212万円	212万円
	380万円以上～690万円未満	141万円	141万円
	145万円以上～380万円未満	67万円	67万円
一般	145万円未満（※4）	56万円	60万円
市町村民税非課税	低所得Ⅱ	31万円	34万円
	低所得Ⅰ	19万円（※3）	

- （※1・2）対象となる世帯に高齢受給者（70歳～74歳）と70歳未満が混在する場合には、
①まずは高齢受給者に係る自己負担合算額に（※1）区分の限度額が適用された後、
②なお残る負担額と70歳未満の自己負担額を合算した額に（※2）区分の限度額が適用されます。
- （※3）低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、合算限度額19万円が高額サービス費の限度額（年間約30万円）を下回るため、低所得Ⅱの合算限度額が適用されます。
- （※4）収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。



その他、所得の低い方などに対して、費用が軽減される制度があります。

特定入所者介護サービス費

- 介護保険施設に入所(短期入所を含む。)している下表に掲げる所得の低い方で一定以上の資産がない場合は、申請により、食費・居住(滞在)費の負担限度額と基準費用額の差額が特定入所者介護サービス費として給付されます。
- ただし、利用者負担額が基準費用額を超えないときは、実際に負担した費用と負担限度額の差額が給付されます。なお、通所サービスやグループホームなどは対象になりません。

【特定入所者介護サービス費の基準費用額及び負担限度額(日額)】(令和7年7月31日まで) 単位:円

利用者負担段階	食 費		居住(滞在)費			預貯金等の資産上限額(※3)	
	基準費用額	負担限度額 (短期入所利用時)	区 分	基準費用額	負担限度額	本人のみの場合	配偶者がいる場合
【第1段階】 生活保護を受給している方、世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、老齢福祉年金を受給している方	1,445	300 (300)	ユニット型個室	2,066	880	1,000万	2,000万
			ユニット型個室の多床室 従来型個室(特養以外)	1,728	550		
			従来型個室(特養)	1,231	380		
			多床室(特養)	915	0		
			多床室(特養以外)	437	0		
【第2段階】 世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の方	1,445	390 (600)	ユニット型個室	2,066	880	650万	1,650万
			ユニット型個室の多床室 従来型個室(特養以外)	1,728	550		
			従来型個室(特養)	1,231	480		
			多床室(特養)	915	430		
			多床室(特養以外)	437	430		
【第3段階①】 世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が80万円を超え120万円以下の方	1,445	650 (1,000)	ユニット型個室	2,066	1,370	550万	1,550万
			ユニット型個室の多床室 従来型個室(特養以外)	1,728	1,370		
			従来型個室(特養)	1,231	880		
			多床室(特養)	915	430		
			多床室(特養以外)	437	430		
【第3段階②】 世帯全員及び配偶者(※1)が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額(※2)の合計が120万円を超える方	1,445	1,360 (1,300)	ユニット型個室	2,066	1,370	500万	1,500万
			ユニット型個室の多床室 従来型個室(特養以外)	1,728	1,370		
			従来型個室(特養)	1,231	880		
			多床室(特養)	915	430		
			多床室(特養以外)	437	430		

(※1)住民票が別世帯となっている場合及び婚姻届を出していない事実婚の場合を含みます。
(※2)合計所得金額とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、土地・建物等の譲渡所得(特別控除前)、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得(繰越控除前)も含まれます。ただし、租税特別措置法上の、土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額を控除し、本人が市町村民税非課税の場合、公的年金収入に係る雑所得(公的年金の所得)を控除した額とします。また、合計所得金額は、給与所得(給与所得と公的年金収入に係る年金所得の双方を有する者に対する所得調整控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除した額とします。
なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。
(※3)本人の年齢が65歳未満の方については、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産上限額は1,000万円(配偶者がいる場合は2,000万円)となります。

〈預貯金などの範囲〉

・預貯金(普通・定期)、有価証券(株式、国債、地方債、社債など)、金及び銀、投資信託、現金の合計から、負債(借入金、住宅ローンなど)を引いた差額により判定を行います。

費用が軽減される制度があります。

〈手続きについて〉

- 区役所に申請を行い「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。
- 介護保険施設に「介護保険負担限度額認定証」を提示し、利用者は負担限度額を支払います。
- 特定入所者介護サービス費は、札幌市から保険給付として介護保険施設に支払います(現物給付)。

〈申請の方法〉

- ・預貯金などについては、基本的にはご本人の自己申告に基づいて判定します。
- ・非課税年金については、原則は年金保険者から札幌市へ非課税年金の受給額が通知されますが、より正確に把握するために、受給している非課税年金の種別の申告をお願いします。
- ・申請する際には、介護保険負担限度額認定申請書のほか、通帳の写しや証券会社の口座残高の写しなど、資産などの確認ができる書類の添付が必要となります。
- ・介護保険負担限度額認定のために必要がある場合、札幌市から官公署、年金保険者などの関係機関に対して、照会することに同意していただく必要があります。
- ・虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費などの支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額に加えて、支給された額の最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

- 非課税年金(遺族年金と障害年金)について
利用者負担段階の判定に用いる収入には、課税年金(老齢年金など)の収入に加え、非課税年金(遺族年金と障害年金)の収入を含めて判定することになります。

〈非課税年金に含まれるもの〉

国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指し、具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金(遺族基礎年金、障害厚生年金など)のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。

〈非課税年金に含まれないもの〉

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金などは、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象となりません。

- 所得要件や資産要件に該当して負担軽減の対象外になった方でも、年度の途中において該当しなくなった場合は、その時点からの申請により負担軽減の対象となります。
- 市町村民税課税層に対する特例減額措置について
市町村民税課税世帯で負担軽減の対象外になった方でも、次の要件のすべてに該当する方は、申請をすることで、第3段階②の負担軽減を受けることができます。
 - ・2人以上の世帯の方(住民票が別世帯となっている配偶者も人数に含む。)
 - ・介護保険施設に入所(短期入所は含めない。)し、利用者負担第4段階の食費及び居住費を負担している方
 - ・世帯全員及び配偶者の公的年金収入額(P35※1)と合計所得金額(P37※2)の合計額から施設の利用者負担(介護サービスの利用者負担、食費、居住費)の見込額の合計額を除いた額が80万円以下の方
 - ・世帯全員及び配偶者の現金、預貯金などの合計額が450万円以下
 - ・世帯全員及び配偶者が居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない方
 - ・世帯全員及び配偶者が介護保険料を滞納していない方



【令和7年8月1日以降の変更点】

- ・居住（滞在）費の区分について、多床室（特養以外）が室料を徴収する場合・しない場合に分けられ、「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設の一部、並びに「Ⅱ型」の介護医療院の多床室において、新たに室料負担が導入され、基準費用額が変更となります。
- ・利用者負担段階の第2段階の所得基準の一部について、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下から80.9万円以下に変更となります。

【特定入所者介護サービス費の基準費用額及び負担限度額（日額）】（令和7年8月1日以降）

単位：円

利用者負担段階	食 費		居住（滞在）費			預貯金等の資産上限額（※3）	
	基準費用額	負担限度額 （短期入所利用時）	区 分	基準費用額	負担限度額	本人のみの場合	配偶者がいる場合
【第1段階】 生活保護を受給している方、世帯全員及び配偶者（※1）が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、老齢福祉年金を受給している方	1,445	300 (300)	ユニット型個室	2,066	880	1,000万	2,000万
			ユニット型個室の多床室 従来型個室（特養以外）	1,728	550		
			従来型個室（特養）	1,231	380		
			多床室（特養）	915	0		
			多床室（特養以外）（室料を徴収する場合）	697	0		
			多床室（特養以外）（室料を徴収しない場合）	437	0		
【第2段階】 世帯全員及び配偶者（※1）が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額（※2）の合計が80.9万円以下の方	1,445	390 (600)	ユニット型個室	2,066	880	650万	1,650万
			ユニット型個室の多床室 従来型個室（特養以外）	1,728	550		
			従来型個室（特養）	1,231	480		
			多床室（特養）	915	430		
			多床室（特養以外）（室料を徴収する場合）	697	430		
			多床室（特養以外）（室料を徴収しない場合）	437	430		
【第3段階①】 世帯全員及び配偶者（※1）が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額（※2）の合計が80.9万円を超え120万円以下の方	1,445	650 (1,000)	ユニット型個室	2,066	1,370	550万	1,550万
			ユニット型個室の多床室 従来型個室（特養以外）	1,728	1,370		
			従来型個室（特養）	1,231	880		
			多床室（特養）	915	430		
			多床室（特養以外）（室料を徴収する場合）	697	430		
			多床室（特養以外）（室料を徴収しない場合）	437	430		
【第3段階②】 世帯全員及び配偶者（※1）が市町村民税非課税で、一定以上の資産がなく、本人の課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額（※2）の合計が120万円を超える方	1,445	1,360 (1,300)	ユニット型個室	2,066	1,370	500万	1,500万
			ユニット型個室の多床室 従来型個室（特養以外）	1,728	1,370		
			従来型個室（特養）	1,231	880		
			多床室（特養）	915	430		
			多床室（特養以外）（室料を徴収する場合）	697	430		
			多床室（特養以外）（室料を徴収しない場合）	437	430		

（※1）住民票が別世帯となっている場合及び婚姻届を出していない事実婚の場合を含みます。

（※2）合計所得金額とは、収入から給与所得控除額、公的年金等控除額などを差し引いたもので、土地・建物等の譲渡所得（特別控除前）、確定申告または市町村民税の申告をした株式譲渡等所得（繰越控除前）も含まれます。ただし、租税特別措置法上の、土地・建物等の譲渡所得に適用される特別控除額を控除し、本人が市町村民税非課税の場合、公的年金収入に係る雑所得（公的年金の所得）を控除した額とします。また、合計所得金額は、給与所得（給与所得と公的年金収入に係る年金所得の双方を有する者に対する所得調整控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除した額とします。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。

（※3）本人の年齢が65歳未満の方については、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産上限額は1,000万円（配偶者がいる場合は2,000万円）となります。

社会福祉法人利用者負担額減額

社会福祉法人などから下記のサービスを受けるとき、特に生計が困難な方については利用者負担、食費、居住（滞在）費及び宿泊費が軽減される場合があります。

〈社会福祉法人などが実施するサービス〉

介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、訪問介護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、総合事業の訪問型サービス・通所型サービス

〈手続きについて〉

- 区役所に申請を行い「社会福祉法人等利用者負担減額確認証」の交付を受ける必要があります。
- 社会福祉法人などが実施しているサービス事業所へ「社会福祉法人等利用者負担減額確認証」を提示し、利用者は減額後のサービス利用費を支払います。

〈申請について〉

- ・申請する際は、社会福祉法人等利用者負担減額申請書のほか、通帳の写しや証券会社の口座残高の写しなど、資産などの確認ができる書類、源泉徴収票など、収入が確認できる書類の添付が必要となります。
- ・預貯金などについては、基本的にはご本人の自己申告に基づいて判定します。
- ・預貯金などの額は、単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円が加算した額以下である必要があります。なお、預貯金には有価証券や債権なども含みます。
- ・年間収入については、単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である必要があります。なお、年間収入には、非課税年金や仕送りなども含みます。
- ・これらの要件のほかに、親族等に扶養されていない、介護保険料を滞納していないなどの要件があります。

- 社会福祉法人等利用者負担減額率については、利用するサービス内容や申請者の状況によって異なります。認定された場合には、「社会福祉法人等利用者負担減額確認証」にて減額率をご確認ください。
- 社会福祉法人などが実施しているサービスのうち、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）短期入所生活介護、介護福祉施設サービスに係る食費・居住（滞在）費については、特定入所者介護サービス費の支給がされている場合にのみ適用されます。
- 「社会福祉法人等利用者負担減額確認証」を用いて減額を適用している事業所は、運営している社会福祉法人ごとに取扱いがことなるため、減額の有無などについては、サービス提供事業所へ直接確認してください。

経過措置による利用者負担軽減

〈旧措置入所者の利用者負担の特例〉

平成12年3月31日までに特別養護老人ホームに入所した方で、引き続きその施設に入所されている方。利用者負担が旧措置による入所中の費用徴収額を基本的に上回らないように、1割～3割の利用者負担と食費・居住費を軽減します。

〈障がい者ホームヘルプサービス利用者の支援措置〉

低所得者世帯であって障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用において境界層該当として定率負担額が0円である方で、65歳到達前の1年間に障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方などについては、サービスの利用者負担割合が0％（全額免除）となります。

「フレイル」ってなんだろう？

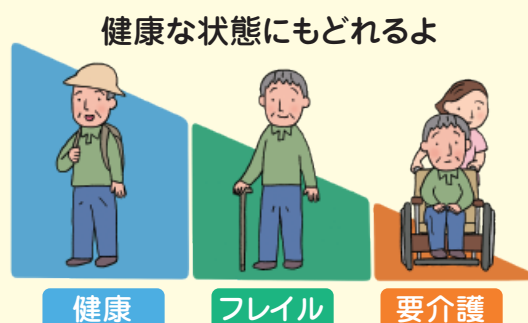
「フレイル」とは、健康な状態と介護が必要な状態の中間の状態を指します。身体、心や認知機能、社会とのつながりの変化など、様々な要素が影響し合ってフレイルに至ります。早めに気が付き、適切な取組を行うことで、健康な状態に戻ることが期待できます。

●フレイル・ドミノに注意しましょう！



フレイル予防は、運動・栄養・社会参加の三位一体が大切です。フレイルの入口は人によって違うので、1つの入口からドミノ倒しにならないよう注意して予防に取り組むことが大切です。

※東京大学高齢社会総合研究機構 飯島勝矢「フレイル予防ハンドブック」より



●札幌市の介護予防体操のご紹介

いつまでも生き生きと楽しく暮らし続けるためには、日々の運動習慣で健康な体を維持することが大切です。

「サッポロスマイル体操」は、誰もが簡単にできる介護予防を目的とした体操です。楽しく取り組めるよう、「サッポロスマイル」の曲にあわせた動きになっています。動画は、二次元コードからアクセスできますので、是非取り組んでみてください!!

※サッポロスマイル体操には、バランス&ストレッチ、脳トレ、筋トレ、口腔の4種類があります。



※北海道リハビリテーション専門職協会監修



高齢の方々がフレイル予防や相談先の情報を得られるよう、リーフレットを作成しています。リーフレットにはご自身でフレイルリスクを確認するためのチェックリストを掲載しています。二次元コードからアクセスできますので、是非チェックしてみてください!!

なお、当該リーフレットについては、地域包括支援センターや介護予防センターにおいても配布しております。



住所地特例・適用除外ってなに？

(札幌市内にお住まいでも、札幌市の介護保険の被保険者とならない場合があります。)

住所地特例について

- 他市町村の介護保険の被保険者が、札幌市内の介護施設等に入所(入居)して住所を異動する場合には、引き続き他市町村の被保険者となります。
- 逆に、札幌市の介護保険の被保険者が、他市町村の介護施設等に入所(入居)して住所を異動する場合には、引き続き札幌市の被保険者となります。

【住所地特例施設】

- ・介護保険施設(介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院)、養護老人ホーム
- ・特定施設(有料老人ホーム(介護付、住宅型、健康型)、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(安否確認、生活相談サービスのみは除く。))
- ・ただし、上記のうち地域密着型の施設は除きます。

介護保険の適用除外施設について

- 下記の施設に入所している方は、介護保険の適用除外となる場合があります。
- 介護保険が適用除外となった場合、介護保険の各サービスを受けることができなくなると同時に、介護保険料をお納めいただく必要がなくなります。
- 40歳以上の国民健康保険加入者や65歳以上の方で、下記の施設に入所する場合や退所する場合には、必ずお住まいの区の区役所保険年金課までご連絡ください。
- なお、40歳以上65歳未満の方で国民健康保険以外の医療保険にご加入中の方は、ご加入中の医療保険までお問い合わせください。

【適用除外施設】

- ・障害者総合支援法による支給決定(生活介護及び施設入所支援の両方)を受けた指定障害者支援施設の入所者である身体障害者
- ・身体障害者福祉法による障害者支援施設(生活介護)の入所者である身体障害者
- ・児童福祉法(第42条第2号)の医療型障害児入所施設
- ・児童福祉法(第7条第2項)の指定医療機関(医療型児童発達支援の指定病床)
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(第11条第1号)の施設
- ・国立ハンセン病療養所等(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第2条第2号)
- ・生活保護法(第38条第1項第1号)の救護施設
- ・労働者災害補償保険法(第29条第1項第2号)の被災労働者の介護の援護を行う施設
- ・障害者支援施設に知的障害者福祉法(第16条第1項第2号)により入所する知的障害者
- ・指定障害者支援施設に障害者総合支援法の支給決定(生活介護及び施設入所支援)により入所する知的障害者及び精神障害者
- ・障害者総合支援法(第5条第6項)の療養介護を行う病院



うちの近くで相談できる場所はどこですか？

お住まいの地区を担当する「地域包括支援センター」または「介護予防センター」へお問い合わせください。

※下表の「担当地区」は、各まちづくりセンターの名称で表記しています。

区	セ ン タ ー 名	所 在 地	電話番号	担当地区
中央区	中央区第1地域包括支援センター	南2条西10丁目1001-5 パールタウン内	209-2939	下記の地区すべて
	介護予防センター大通公園	南2条西10丁目1001-5 パールタウン内	271-1294	本府・中央 西創成 大通・西 桑園
	介護予防センター北一条	(東区)北6条東3丁目1-1 カレス記念病院内	777-1025	東北・東 苗穂 豊水
	中央区第2地域包括支援センター	旭ヶ丘5丁目6-51	520-3668	下記の地区すべて
	介護予防センター円山	円山西町4丁目3-20 西円山敬樹園内	633-6056	南円山 円山
	介護予防センター宮の森	宮の森1237-1 宮の森病院内	611-7741	宮の森
	中央区第3地域包括支援センター	南19条西8丁目1-14 第18ふじい宅建ビル 2階	205-0537	下記の地区すべて
	介護予防センター曙・幌西	円山西町4丁目3-20 西円山敬樹園内	633-6055	曙 幌西
	介護予防センター旭ヶ丘	旭ヶ丘5丁目6-51 慈啓会特別養護老人ホーム内	532-6110	山鼻
北区	北区第1地域包括支援センター	北24条西5丁目 札幌サンプラザ 5階	700-2939	下記の地区すべて
	介護予防センター新道南	北24条西5丁目 札幌サンプラザ 5階	707-4129	鉄西 幌北 北
	介護予防センター新琴似	新琴似1条11丁目5-7 パークハイツ7号室	769-2800	新琴似
	北区第2地域包括支援センター	北40条西4丁目2-7 札幌N40ビル 2階	736-4165	下記の地区すべて
	介護予防センター百合が原	百合が原11丁目185-13 オニオンコート内	774-3333	麻生 太平百合が原
	介護予防センター篠路	篠路2条9丁目1-80 グリーンピア篠路内	770-6161	篠路茨戸
	北区第2地域包括支援センター拓北・あいの里支所	あいの里2条5丁目1-45 あいの里三育ビル3階	214-9323	下記の地区すべて
	介護予防センター茨戸	東茨戸2条2丁目8-21 福寿園内	773-6110	拓北・あいの里
	北区第3地域包括支援センター	新琴似8条14丁目2-1	214-1422	下記の地区すべて
	介護予防センター新川・新琴似西	新川715-2 新川エパーライフ内	764-2232	新川 新琴似西
	介護予防センター屯田	百合が原11丁目185-13 オニオンコート内	774-3740	屯田
東区	東区第1地域包括支援センター	北23条東15丁目5-26 昌栄堂ビル 3階	711-4165	下記の地区すべて
	介護予防センターなえぼ	本町2条5丁目7-10 竹田ビル 1階	782-7010	鉄東 苗穂東
	介護予防センター北光	北17条東5丁目2-5 大友恵愛園内	752-6110	北光
	介護予防センター北栄	北23条東15丁目5-26 昌栄堂ビル 3階	751-1294	北栄
	東区第2地域包括支援センター	本町2条5丁目7-10 竹田ビル 1階	781-8061	下記の地区すべて
	介護予防センター元町	北24条東18丁目4-30 慈照ハイツ内	784-0808	元町
	介護予防センター伏古本町	伏古7条3丁目1-33 藤苑内	781-1100	伏古本町
	介護予防センター東苗穂	東苗穂町1089-1 ウィズ東苗穂内	789-6050	札苗
	東区第3地域包括支援センター	北45条東15丁目3-15 サンシャインビル 1階	722-4165	下記の地区すべて
	介護予防センター栄町	北45条東9丁目2-7 禎心会東センター内	748-8484	栄西
	介護予防センター栄・丘珠	北43条東16丁目1-10 パレス・ロイヤルV 503号室	780-5512	栄東 丘珠
白石区	白石区第1地域包括支援センター	本通4丁目北6-1 五光ビル 3階	864-4614	下記の地区すべて
	介護予防センター白石中央	本郷通3丁目南1-35 コミュニティホーム白石内	864-5535	白石
	介護予防センター川下	川下4条6丁目2-23 きさく苑デイサービスセンター内	875-6810	北東白石
	白石区第2地域包括支援センター	東札幌3条3丁目7-25 シヴァビル 5階	837-6800	下記の地区すべて
	介護予防センター菊水	菊水4条1丁目9-22 勤医協札幌病院内	820-1365	東札幌 菊水
	介護予防センター菊の里	菊水元町8条2丁目7-15 平成苑内	879-6012	北白石 菊の里
	白石区第3地域包括支援センター	本通17丁目南5-12 清友ビル 1階	860-1611	下記の地区すべて
	介護予防センター本通	本通17丁目南5-12 清友ビル1階	876-8965	東白石 白石東

区	セ ン タ ー 名	所 在 地	電話番号	担当地区
厚別区	厚別区第1地域包括支援センター	厚別北2条5丁目1-7	896-5077	下記の地区すべて
	介護予防センター厚別西東	厚別北2条5丁目1-7	896-5019	厚別西 厚別東
	介護予防センターもみじ台	厚別町下野幌38-18 ディ・グリューネン内	898-8660	もみじ台
	厚別区第2地域包括支援センター	厚別南5丁目1-10	375-0610	下記の地区すべて
	介護予防センター厚別中央・青葉	厚別中央5条6丁目5-20 かりふ・あつべつ内	896-1475	厚別中央 青葉
	介護予防センター大谷地	大谷地東5丁目7-10 ナーシングヴィラ大谷地内	894-6110	厚別南
豊平区	豊平区第1地域包括支援センター	美園12条7丁目7-8 八千代ビル 1階	841-4165	下記の地区すべて
	介護予防センター美園	美園12条7丁目7-8 八千代ビル 1階	817-1294	豊平 美園
	介護予防センター中の島	中の島1条8丁目3-18 介護老人保健施設ジェイコー中の島内	813-3311	平岸 中の島
	豊平区第2地域包括支援センター	西岡4条3丁目7-5 竹田ビル 1階	836-6110	下記の地区すべて
	介護予防センター西岡	西岡5条12丁目1-2 みどりの丘内	581-3000	西岡
	介護予防センター東月寒・福住	月寒東3条18丁目20-48 サービス付き高齢者向け住宅 しらかはの杜内	852-8830	福住 東月寒
	豊平区第3地域包括支援センター	月寒中央通7丁目6-20 JA月寒中央ビル 2階	854-7777	下記の地区すべて
	介護予防センター月寒	月寒西1条4丁目3-1つしま医療福祉グループ研修センター2階	857-6110	月寒
	介護予防センター南平岸	西岡4条13丁目17-1	584-1325	南平岸
清田区	清田区第1地域包括支援センター	北野1条1丁目6-28(R7.7月～平岡1条2丁目12-11に移転)	888-1717	下記の地区すべて
	介護予防センター北野・平岡	北野7条4丁目8-25	885-1230	北野 平岡
	清田区第2地域包括支援センター	清田1条1丁目1-36 タナカビル2階	887-5588	下記の地区すべて
	介護予防センター清田・里塚・美しが丘	真栄395-1 秀寿園内	885-7119	清田 里塚・美しが丘
	介護予防センター清田中央	清田6条1丁目1-30 神愛園清田内	882-5322	清田中央
南区	南区第1地域包括支援センター	澄川3条6丁目3-3 じょうてつドエル真駒内 1階	867-0710	下記の地区すべて
	介護予防センター石山・芸術の森	常盤5条1丁目1-7	592-7622	石山 芸術の森
	介護予防センター澄川	澄川3条6丁目3-3 じょうてつドエル真駒内 1階	598-1295	澄川
	南区第2地域包括支援センター	川沿14条2丁目1-36	572-6110	下記の地区すべて
	介護予防センター定山溪	定山溪温泉西3丁目71 定山溪病院内	598-3311	簾舞 藤野 定山溪
	介護予防センターもいわ	北ノ沢1819-9	578-4525	藻岩(藻岩・南沢)
	南区第3地域包括支援センター	真駒内幸町2丁目1-5 真駒内幸町ビル 701号室	588-6510	下記の地区すべて
	介護予防センターまこまない	真駒内幸町2丁目1-5 真駒内幸町ビル 701号室	581-1294	真駒内 藻岩下
西区	西区第1地域包括支援センター	琴似1条5丁目1-10 琴似1条ビル1階	611-1161	下記の地区すべて
	介護予防センター八軒	八軒5条西3丁目4-8 コーボ八軒 1階	624-7026	八軒 八軒中央
	介護予防センター山の手・琴似	山の手4条5丁目3-1 セージュ山の手内	631-6110	琴似二十四軒 山の手
	西区第2地域包括支援センター	宮の沢1条1丁目1-3 宮の沢1条ビル 402号室	661-3929	下記の地区すべて
	介護予防センター西町	西町南21丁目2-15 コミュニティ・カフェ ふうしゃ内	663-2558	西町
	介護予防センター西野	西野7条3丁目5-36 デイサービス五天山ふくしあ内	668-3300	西野
	西区第3地域包括支援センター	発寒3条1丁目2-25 ヒロガミビル1階	671-8200	下記の地区すべて
	介護予防センター発寒	発寒14条12丁目2-22	666-6855	発寒北 発寒
手稲区	手稲区第1地域包括支援センター	前田4条10丁目2-8 タケシンスクエアビル 3階	695-8000	下記の地区すべて
	介護予防センターまえだ	前田2条10丁目1-7 手稲つむぎの杜内	685-3141	前田
	介護予防センター新発寒・富丘・西宮の沢	西宮の沢4条3丁目3-40 愛輪園内	683-5561	新発寒 富丘西宮の沢
	手稲区第2地域包括支援センター	曙5条2丁目8-1	686-7000	下記の地区すべて
	介護予防センター中央・鉄北	手稲本町2条2丁目1-1 村田ビル 1階	682-1294	手稲 手稲鉄北
	介護予防センター稲穂・金山・星置	稲穂5条2丁目6-5 手稲ゆうゆう内	685-8366	稲穂金山 星置

苦情はどこに申し出るの？

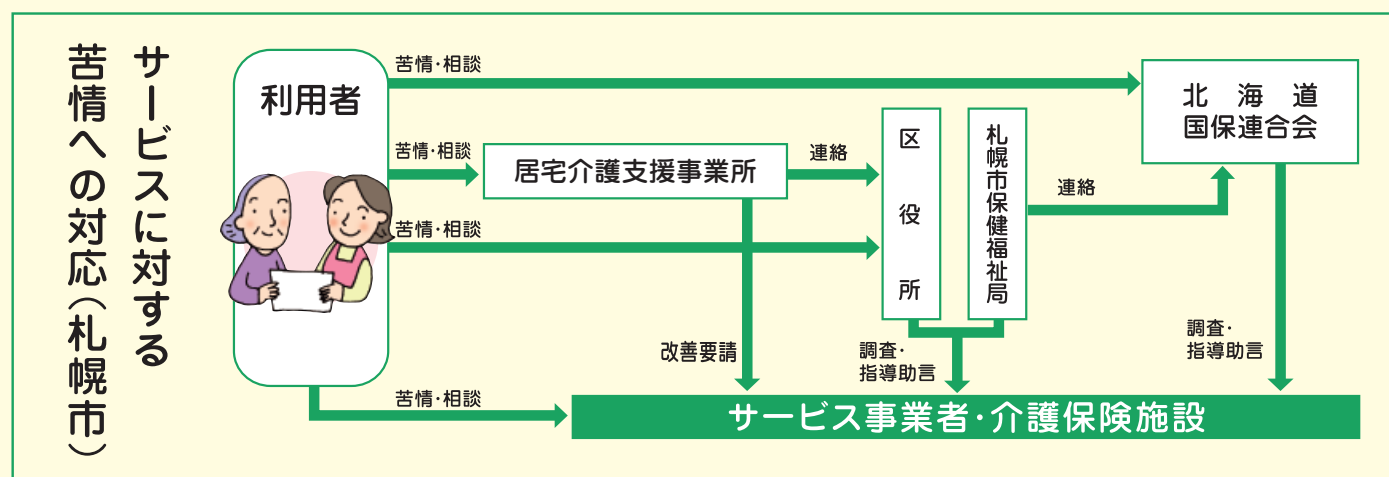
受けているサービスに不都合や不満があるときは、その点を申し出て相談したり、苦情の申し立てをして改善を求めたりすることができます。

相談は身近な窓口へ

まず、サービスを受けているサービス提供事業者や介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業所・地域包括支援センターに相談してください。

介護サービス全般の相談窓口

- ・北海道国民健康保険団体連合会（苦情相談専用）☎231-5175 中央区南2条西14丁目 国保会館1階
- ・各区役所保健福祉課・保険年金課



介護保険に関する決定に対して審査請求を行うことができます。

介護保険に関する決定（介護保険料や要介護認定の決定など）について不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。詳しくは、それぞれの決定をお伝えする通知書の記載内容をご覧ください。

サービスに関する情報提供

介護サービスを提供する事業所及び施設などの情報は、各区役所保健福祉課の相談窓口に備えている「指定事業所および施設一覧」またはインターネットで閲覧することができます。

情報提供場所（インターネットアドレス）	
■ 札幌市公式ホームページ（「介護事業所や施設を探す」）	https://www.city.sapporo.jp/koreifukushi/index_12.html
■ 介護サービス情報公表システム【厚生労働省】	https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/
■ 北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構	http://3sya.hokkaido-csw.or.jp/
■ 独立行政法人 福祉医療機構（フムネット）	https://www.wam.go.jp/

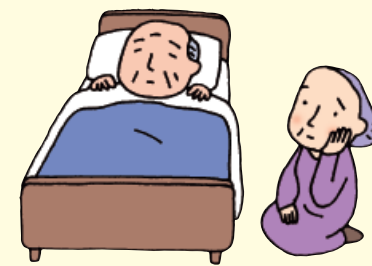
こんなとき、税金はどうなるの？

税に関するお知らせ

身体障害者手帳をお持ちでない方の障害者控除

身体障害者手帳をお持ちでない方でも、年齢65歳以上の「身体障害者に準ずる者」または「ねたきり」など障害者控除対象者と認定された方は、申告により住民税と所得税の障害者控除の適用を受けることができます。

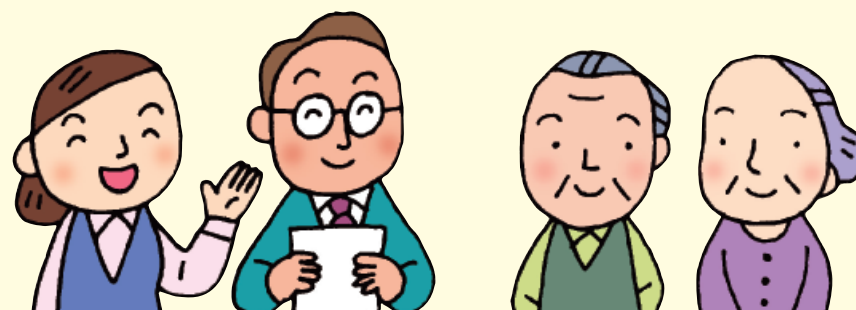
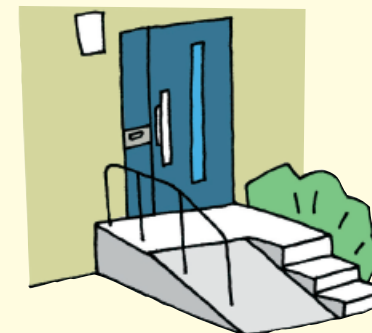
- 問い合わせ先 障害者控除について ➡ 各市税事務所市民税課
障害者控除対象者認定について ➡ 各区役所保健福祉課



バリアフリー改修工事に係る固定資産税の減額

要介護者などが居住する住宅で、令和8年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事（国または地方公共団体の補助金（保険給付等）を除く工事費用が50万円超）を完了した場合、申告により翌年度分に限り固定資産税が減額になる場合があります。

- 問い合わせ先 各市税事務所固定資産税課



市税事務所

●税に関するお問い合わせはこちらをお願いします●

市税事務所	担当の区	所在地・電話番号
中央市税事務所	中央区	中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館 4階 ◎市民税課 211-3914 ◎固定資産税課 211-3918 （令和7年7月22日から中央区南3条西11丁目） ◎市民税課 596-6012 ◎固定資産税課 596-7253
北部市税事務所	北区・東区	中央区北4条西5丁目 アスティ45 9階 ◎市民税課 207-3914 ◎固定資産税課 207-3918
東部市税事務所	白石区・厚別区	厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局本局 1・2階 ◎市民税課 802-3914 ◎固定資産税課 802-3918 （令和7年9月16日から厚別区大谷地東2丁目4-30） 大谷地アドバンシービル 3階
南部市税事務所	豊平区・清田区・南区	豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸 2・3・4階 ◎市民税課 824-3914 ◎固定資産税課 824-3918
西部市税事務所	西区・手稲区	西区琴似3条1丁目1-20 コトニ3・1ビル 2階 ◎市民税課 618-3914 ◎固定資産税課 618-3918